

財務省近畿財務局
局長 三村 亨殿

2011年10月7日

日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所

同 京都府委員会

「金融円滑化法」にかかわる住宅ローン金利引き下げ等についての要請

貴職の国民生活、日本経済へのご貢献に敬意を表します。

さて、「金融円滑化法」にもとづく貸し付け条件の変更は住宅ローンの場合、申し込みは累計で16万7000件以上、実行の累計は約12万件(2011年3月末)と高い水準になっており、国民の金利負担軽減の要求の強さを示しています。

私たちは今年2月、住宅ローン金利引き下げについて貴局に要請し、積極的なご回答をいただきました。また、わが党の佐々木憲昭衆議院議員の質問(2月22日、衆議院財務金融委員会)には、東祥三金融担当副大臣が「貸し付け条件変更には金利引き下げも含まれる」と明確に答弁されました。私たちはこれらの回答・答弁を力にして金利引き下げの取り組みをすすめて、多くの方々から喜ばれてまいりました。

ところが、金融機関によっては「当行では金利引き下げは行っていない」などと公言したり、「金融円滑化法にもとづいて金利引き下げを求めているのに法に基づく対応をしないなど、「金融円滑化法」や先の答弁に反する事態が引き続き起きています。

ゼロ金利政策のもとで預金金利はどんどん下がっているにもかかわらず、貸出金利が高いままという状態への国民の怒りと疑問は大きなものがあります。「金融円滑化法」の期限まで半年弱となっている今、改めて貴局の取り組み強化を求め、以下の通り要請します。

記

- 一、「金融円滑化法」や主務省令などに反する不適切な事例をただす指導をさらに強められたい。
- 二、住宅ローン金利の引き下げに消極的な金融機関には、「貸し付け条件変更には金利引き下げも含まれる」ことを徹底されたい。
- 三、「金融円滑化法」の延長に伴い、開示・報告資料の大幅な簡素化が行われた。これによって条件変更を申し入れた顧客への説明に丁寧さを欠き、謝絶が横行するなどの事態が起こらないようにされたい。
- 四、「金融円滑化法」の期限が半年弱に迫っている中、「法」の趣旨を広く知らせる取り組みをさらに強化されたい。
- 五、経済金融情勢は、東日本大震災の影響もあって「法」施行時よりさらに悪化している。「金融円滑化法」は時限立法となっているが、恒久法となるよう本庁に上申されたい。

以上